

とちぎ福祉プラザ利用料金の免除基準(改正後)

(目的)

第1条 本基準は、とちぎ福祉プラザ利用料金の免除について、とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例第10条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 障害者 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者又はこれと同等の心身の機能の障害があると指定管理者が認める者
- ② 障害者団体等 構成する者のうち半数以上が障害者である団体、障害者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体、障害者の特別支援教育を行う学校、障害者福祉サービス等を行う施設等又は専ら障害者福祉活動を行っている指定管理者が認める団体

(利用料金の免除)

第3条 本館の利用について、指定管理者が免除することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、要約筆記の用に供するために本館の附属設備及び器具（ピアノを除く。以下この項において同じ。）を利用する場合にあっては、当該利用に係る附属設備及び器具の利用料金の全額を免除する。

- ① 県から福祉に関する事業の委託を受けた者がその事業を行うために利用する場合
利用料金の全額
- ② 本館の利用者が、障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動の支援を直接の目的として利用する場合（以下のア）からキ）の利用に該当する場合）
利用料金の2分の1の額
 - ア) 障害者等福祉サービスを必要とする者への直接的な福祉の支援を目的とした利用
 - イ) 福祉に関する職能団体等が行う、その技術向上を目的とした利用
 - ウ) 福祉に関する当事者団体等が行う、会員相互の交流や研修を目的とした利用
 - エ) 福祉の普及啓発等を目的とした利用
 - オ) 社会福祉事業を行う団体等が社会福祉の推進等を目的とした利用を行う場合
 - カ) 福祉の増進を目的とする団体等が行う、その目的達成のための利用
 - キ) 入居団体が利用する場合

2 障害者スポーツセンターの専用利用について、指定管理者が免除することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- ① 県から福祉に関する事業の委託を受けた者がその事業を行うために利用する場合
利用料金の全額
- ② 県内に住所を有する又は県内において活動を行っている障害者団体等が、障害者の福祉の増進を目的とする催事、会議、研修等で施設を利用する場合
利用料金の全額

- ③ 障害者スポーツセンターの利用者が、障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動の支援を直接の目的として利用する場合（利用料金の2分の1の額（本基準第3条第1項の②に規定するア）からキ）の利用に該当する場合）
- 3 障害者スポーツセンターの普通利用について、指定管理者が免除することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- ① 障害者 利用料金の全額
- ② 障害者1名につき1名の介助者 利用料金の全額
- 4 前3項に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が別に定める額
- 5 前4項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（免除の申請）

第4条 利用料金の免除を受けようとする者は、利用日の前日までに利用料金免除申請書を指定管理者に提出するものとする。

（障害者団体等登録票）

第5条 障害者団体等が第3条第2項の規定により利用料金の免除を受けようとするときは、障害者団体等登録票（別記様式）を指定管理者に提出するものとする。

2 登録票は、毎年度、最初に減免を受けようとするときに提出するものとし、年度の途中で記載内容に変更があったときは、その都度提出するものとする。

附 則

この基準は、平成28年8月1日から適用する。